

平成29年度 町県民税・国民健康保険税
平成28年分 所得税

所得申告は 正しくお早めに！

申告の準備はお済みでしょうか？

平成28年中の所得に対する「町県民税・国民健康保険税」の申告受け付けおよび申告相談を行いますので、この期間にもれなく申告されますようお願いいたします。

なお、混雑を避けるため、できるだけ左記の日程表による指定日にご来場ください。

今回から変わります！
◆申告会場は、
交流情報センター ミナテラス (町総合体育館東側)
◆受け付け時間は、
午後2時まで
◆次の申告は、益城町ではできません。
税務署(火の国ハイツ)での申告となります。
●住宅ローン控除の申告(年末調整済を除く)
●不動産や株の譲渡(売却)所得の申告

税務課住民税係
☎ 286 - 3380

期 間

2月16日(木)～3月15日(水)

申告相談会での申告

次の①～⑤に該当する人は、申告相談会での申告は不要です。

①平成29年1月1日に本町に住民登録がない人

②平成28年中の収入が給与のみで、年末調整が済んでおり、所得控除の追加の申告が不要な人

③平成28年中の収入が公的年金のみで、所得控除の申告が不要の人

④平成28年中の収入がなく、町内に居住している人の扶養親族になつて
いる人

⑤税務署に、直接確定申告書を提出、または電子申告をする人

※①～⑤以外の方は、**申告相談会での申告が必要です。**

また、次のA～Cに該当する人も申告相談会での申告が必要になりますので、ご注意ください。

A、町外に居住している人の扶養親族になつて
いる人

B、遺族年金、障害年金など、非課税所得のみを受給している人

C、平成28年中の収入がない人で、誰の扶養親族にもなっていない人

※平成28年中の年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の確定申告不要者に該当する人も、町への申告は必要です。

申告に必要なもの

①印かん(所得税の口座振替手続きの

ため通帳の届け出印が望ましい)

②本人の口座番号が分かるもの

③源泉徴収票、支払証明書など

④事業所得、不動産所得などがある人は、収支内訳書

⑤社会保険料(国民年金や任意継続保険など)の払込証明書が領収書、生命保険・個人年金保険・地震(損害)保険料の控除証明書

⑥税務署から確定申告書を事前送付された人は、その書類一式

⑦身体障害者手帳、戦傷病者手帳など

⑧マイナンバーカードもしくは通知カード、本人確認書類(運転免許証、保険証など)

⑨雑損控除事前作成会に参加した人は、雑損控除計算書。また、計算書の作成が済んでいない人は、申告までに税務署にて計算書を作成してください。

医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、平成28年中に支払った医療費の領収書(原本)が必要です。事前に家族ごとに計算をして、役場や税務署に備え付けてある「医療費の明細書」に必要事項を記入の上、申告会場にお持ちください。

また、「高額療養費として健康保険からの給付金や「生命保険などからの給付金」などを差し引いた金額が対象となりますので、「戻ってきた金額」が分かる書類も併せて申告会場にお持ちください。